

計算証明の電子化に関する基準の一部改正について

計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）第1条の4第2項及び第87条第1項の規定に基づき、計算証明の電子化に関する基準（平成29年3月30日検査官会議決定）の一部を次のように改正し、令和2年12月24日以降の計算証明について適用する。

令和2年12月24日

会計検査院長 森田 祐司

別紙の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれを対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第2 定義</p> <p>この基準において使用する用語は、次のとおりとする。</p> <p>① 計算証明情報</p> <p>計算証明規則第87条第1項の規定により<u>証明責任者又は監督官庁等</u>の使用に係る電子計算機から入力し、送信しなければならない計算証明情報のほか、第1条の4第2項の規定により電磁的記録に記録しなければならない計算証明書類に記載すべき事項に係る情報</p> <p>② [略]</p> <p>上記に定めるもののほか、この基準において使用する用語は、計算証明規則において使用する用語の例による。</p> <p>第3 電子情報処理組織の使用による計算証明</p> <p>1 計算証明情報の受付システム</p> <p>会計検査院に、電子情報処理組織を使用して計算証明情報の送信を受けるため、次の①、②、③、④及び⑤に掲げるシステムを設置し、それぞれ①、②、③、④及び⑤に定める計算証明情報を受け付ける。</p> <p>① 決算確認システム（CEFIAN） 別表1の計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報</p> <p>② 決算確認システム（物品） 別表1の2の計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報</p> <p>③ 決算確認システム（国有財産） 別表2の計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報</p> <p>④ 電子証拠書類等管理システム（EVANSS） 別表3及び別表4の計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報</p> <p>⑤ クラウドサーバ <u>別表4の2の計算証明書類の種類欄及び別表5の計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報</u></p> <p>2 計算証明情報を送信する方法</p> <p>(1) 計算証明情報の送信に使用するシステム</p> <p><u>証明責任者又は監督官庁等は、電子情報処理組織を使用して計算証明情報を会計検査院に送信するときは、次の①、②又は③に掲げる者の区分に応じ、計算証明情報を当該①、②又は③に定めるシステムに送信するものとする。</u></p> <p>① <u>計算証明規則第2章に規定する証明責任者 計算証明書類送信システム又はクラウドサーバ</u></p> <p>② <u>計算証明規則第3章及び第4章に規定する証明責任者</u> クラウドサーバ</p>	<p>第2 定義</p> <p>この基準において使用する用語は、次のとおりとする。</p> <p>① 計算証明情報</p> <p>計算証明規則第87条第1項の規定により<u>証明責任者</u>の使用に係る電子計算機から入力し、送信しなければならない計算証明情報のほか、第1条の4第2項の規定により電磁的記録に記録しなければならない計算証明書類に記載すべき事項に係る情報</p> <p>② [同左]</p> <p>[同左]</p> <p>第3 電子情報処理組織の使用による計算証明</p> <p>1 計算証明情報の受付システム</p> <p>会計検査院に、電子情報処理組織を使用して計算証明情報の送信を受けるため、次の①、②、③、④及び⑤に掲げるシステムを設置し、それぞれ①、②、③、④及び⑤に定める計算証明情報を受け付ける。</p> <p>[① 同左]</p> <p>[② 同左]</p> <p>[③ 同左]</p> <p>[④ 同左]</p> <p>⑤ クラウドサーバ <u>別表5の計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報</u></p> <p>2 計算証明情報を送信する方法</p> <p>(1) 計算証明情報の送信に使用するシステム</p> <p><u>証明責任者は、電子情報処理組織を使用して計算証明をするときは、次の①又は②に掲げる証明責任者の区分に応じ、計算証明情報を当該①又は②に定めるシステムに送信するものとする。</u></p> <p>① <u>国の機関及び都道府県に属する証明責任者 計算証明書類送信システム</u></p> <p>② <u>出資法人等に属する証明責任者</u> クラウドサーバ</p>

③ 監督官庁等 クラウドサーバ

(2) 計算証明書類送信システムを使用する場合の識別符号及び暗証符号の設定
計算証明書類送信システムを使用して計算証明情報を送信する場合の計算
証明規則第87条第3項に規定する識別符号及び暗証符号は、次のとおりとする。

- ① 識別符号は、証明責任者が計算証明書類送信システムにおいて設定する利用者IDとする。
- ② 暗証符号は、証明責任者が計算証明書類送信システムにおいて設定するパスワード及び同システムにおいて自動的に設定されるワンタイムパスワードとする。

(3) クラウドサーバを使用する場合の事前届出、識別符号、暗証符号等

ア クラウドサーバを使用して計算証明情報を送信しようとする証明責任者
又は監督官庁等は、次に掲げる事項をあらかじめ会計検査院に届け出なければならぬ。

- ① 証明責任者の属する官署の名称（計算証明規則第3章及び第4章の証明責任者にあつては、法人の名称）
- ② 証明責任者の職（官）又は役職及び氏名
- ③ 監督官庁等を経由する場合には、当該監督官庁等の名称及び取扱責任者の職（官）及び氏名
- ④ クラウドサーバの使用開始を希望する時期
- ⑤ クラウドサーバで使用することを希望する利用者ID
- ⑥ その他参考となるべき事項

イ クラウドサーバを使用して計算証明情報を送信する場合の計算証明規則
第87条第3項に規定する識別符号及び暗証符号は、次のとおりとする。

- ① 識別符号は、会計検査院がアの届出をした証明責任者又は監督官庁等に付与する利用者IDとする。
- ② 暗証符号は、会計検査院がアの届出をした証明責任者又は監督官庁等に付与する初期パスワードを用いて当該証明責任者又は監督官庁等における取扱責任者がクラウドサーバにおいて設定するパスワードとする。

ウ イの識別符号を付与されている証明責任者又は監督官庁等は、クラウド
サーバを使用した計算証明情報の送信をやめようとするときは、遅滞なく、その旨を会計検査院に届け出なければならない。

(4) 計算証明情報の形式等

ア 計算証明情報の形式

別表1から別表3までの計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報は、計算証明書類ごとにこれらの表の作成システムの名称欄に掲げるシステムにより作成した情報でなければならない。

別表4の計算証明書類の名称欄及び別表4の2の計算証明書類の種類欄に掲げるものの計算証明情報は、同表の記録形式欄に掲げる記録形式で作成した情報でなければならない。

[加える。]

(2) 計算証明規則第87条第3項第1号に規定する識別符号及び暗証符号
国の機関及び都道府県に属する証明責任者の送信に係る識別符号及び暗証
符号は、次のとおりとする。

[① 同左]

[② 同左]

[加える。]

(3) 計算証明情報の形式等

ア 計算証明情報の形式

別表1から別表3までの計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報は、計算証明書類ごとにこれらの表の作成システムの名称欄に掲げるシステムにより作成した情報でなければならない。

別表4の計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報は、同表の記録形式欄に掲げる記録形式で作成した情報でなければならない。

別表5の計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報は、計算証明書類ごとに同表の記録形式欄に掲げる記録形式で作成した情報でなければならない。

[イ 略]

ウ 技術的方法等

計算証明情報の形式及び識別情報の付与に関する技術的方法等は、次のとおりとする。

別表1から別表3までの計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報に識別情報を付すための技術的方法及びファイルの名称、形式、項目定義等については、会計検査院事務総長官房上席情報システム調査官がこれらの表の作成システムの名称欄に掲げるシステムの設置府省等との協議により別に定めるところによる。

別表4の2の計算証明書類の種類欄及び別表5の計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報のファイルの名称、形式等は、次のとおりとする。

- ① 計算証明情報のファイルは、計算証明書類の種類ごと（別表4の2の計算証明書類のうち証拠書類及び添付書類にあっては一の歳入の徴収、支出の決定その他の会計経理に係る行為ごと）に1つのファイルとする。ただし、1つのファイルに記録し難いときはフォルダを設け、複数のファイルをフォルダに格納して整理するものとする。
- ② 計算証明情報のファイル又はフォルダの名称は、「証明年月__計算証明書類の名称」（例「〇年〇月分__支出計算書」、「〇年〇月分__支出証拠書類 〇〇〇〇（決議書の番号等会計経理に係る行為ごとに識別可能な番号等を入力）請求書」、「〇年〇月分__合計残高試算表」）を標準とする。
- ③ 送信するファイルが複数あるときは、当該ファイルの名称を「整理番号」（例「01.pdf」）とし、当該ファイルの内容を明らかにした資料（以下「収容ファイル一覧表」という。）において各ファイルの内容を明らかにしなければならない。ただし、当該ファイルの名称は、「ファイルの内容が明らかとなる名称」（例えば、別表4の2の証拠書類及び添付書類にあっては「〇年〇月分__支出証拠書類 〇〇〇〇（決議書の番号等会計経理に係る行為ごとに識別可能な番号等を入力） 〇〇委託契約に係る請求書」、別表5の証拠書類及び添付書類にあっては「〇年〇月分__証拠書類等 〇〇委託契約に係る契約書、仕様書及び図面」等）とすることをもって「整理番号」に代えることができる。この場合においては、収容ファイル一覧表を添付することを要しない。
- ④ 収容ファイル一覧表は、別記様式を標準とする。

別表5の計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報は、計算証明書類ごとに同表の記録形式欄に掲げる記録形式で作成した情報でなければならない。

[イ 同左]

ウ 技術的方法等

計算証明情報の形式及び識別情報の付与に関する技術的方法等は、次のとおりとする。

別表1から別表3までの計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報に識別情報を付すための技術的方法及びファイルの名称、形式、項目定義等については、会計検査院事務総長官房上席情報システム調査官がこれらの表の作成システムの名称欄に掲げるシステムの設置府省等との協議により別に定めるところによる。

別表5の計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報のファイルの名称、形式等は、次のとおりとする。

- ① 計算証明情報のファイルは、計算証明書類の種類ごとに1つのファイルとする。ただし、1つのファイルに記録し難いときはフォルダを設け、複数のファイルをフォルダに格納して整理するものとする。
- ② 計算証明情報のファイル又はフォルダの名称は、「証明年月__計算証明書類の名称」（例「〇年〇月分__合計残高試算表.pdf」）を標準とする。
- ③ 送信するファイルが複数あるときは、当該ファイルの名称を「整理番号」（例「01.pdf」）とし、当該ファイルの内容を明らかにした資料（以下「収容ファイル一覧表」という。）において各ファイルの内容を明らかにしなければならない。ただし、当該ファイルの名称は、「ファイルの内容が明らかとなる名称」（例「〇〇委託契約に係る契約書、仕様書及び図面」等）とすることをもって「整理番号」に代えることができる。この場合においては、収容ファイル一覧表を添付することを要しない。

[④ 同左]

第4 電磁的記録による計算証明

1 使用する記録媒体

第4 電磁的記録による計算証明

1 使用する記録媒体

証明責任者は、電磁的記録により計算証明をするときは、計算証明規則第1条の4第1項に規定する記録媒体（CD-ROM、CD-R、DVD-ROM又はDVD-Rをいう。）に別表1から別表4まで及び別表5から別表7までの計算証明書類の名称欄並びに別表4の2の計算証明書類の種類欄に掲げるものの計算証明情報を記録するものとする。

2 計算証明情報を記録媒体に記録する方法

ア 計算証明情報の形式

計算証明情報の形式は、第3の2(4)アに定めるもののほか、次のとおりとする。

別表6の計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報は、計算証明書類ごとに同表の作成システムの名称欄に掲げるシステムにより作成した情報でなければならない。

別表7の計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報は、計算証明書類ごとに同表の記録形式又は作成システムの名称欄に掲げる記録形式又は作成システムにより作成した情報でなければならない。

[イ 略]

ウ 技術的方法等

計算証明情報の形式及び識別情報の付与に関する技術的方法等は、第3の2(4)ウに定めるもののほか、次のとおりとする。

別表6の計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報に識別情報を付与するための技術的方法及びファイルの名称、形式、項目定義等については、会計検査院事務総長官房上席情報システム調査官が同表の作成システムの名称欄に掲げるシステムの設置府省等との協議により別に定めるところによる。

別表7の計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報のファイルの名称、形式等は、別表5の計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報のファイルの名称、形式等の規定に準ずる。

第5 計算証明書類をスキャナにより読み取る方法

証明責任者は、別表4、別表5及び別表7（項番1に限る。）の計算証明書類の名称欄並びに別表4の2の計算証明書類の種類欄に掲げる計算証明書類（ただし、別表4の2の計算証明書類については、計算書及び証拠書類を除く。）をスキャナにより読み取る方法により作成した情報を、第3又は第4の規定に従い、電子情報処理組織を使用して送信し、又は記録媒体に記録して提出することができる。この場合において、当該計算証明書類をスキャナにより読み取るときは、次の要件に従わなければならない。

[ア～ウ 略]

第6 その他の留意事項

[1 略]

2 計算証明情報を送信し、又は記録する場合の原則

証明責任者は、電磁的記録により計算証明をするときは、計算証明規則第1条の4第1項に規定する記録媒体（CD-ROM、CD-R、DVD-ROM又はDVD-Rをいう。）に別表1から別表7までの計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報を記録するものとする。

2 計算証明情報を記録媒体に記録する方法

ア 計算証明情報の形式

計算証明情報の形式は、第3の2(3)アに定めるもののほか、次のとおりとする。

別表6の計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報は、計算証明書類ごとに同表の作成システムの名称欄に掲げるシステムにより作成した情報でなければならない。

別表7の計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報は、計算証明書類ごとに同表の記録形式又は作成システムの名称欄に掲げる記録形式又は作成システムにより作成した情報でなければならない。

[イ 同左]

ウ 技術的方法等

計算証明情報の形式及び識別情報の付与に関する技術的方法等は、第3の2(3)ウに定めるもののほか、次のとおりとする。

別表6の計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報に識別情報を付与するための技術的方法及びファイルの名称、形式、項目定義等については、会計検査院事務総長官房上席情報システム調査官が同表の作成システムの名称欄に掲げるシステムの設置府省等との協議により別に定めるところによる。

別表7の計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報のファイルの名称、形式等は、別表5の計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報のファイルの名称、形式等の規定に準ずる。

第5 計算証明書類をスキャナにより読み取る方法

証明責任者は、別表4、別表5及び別表7（項番1に限る。）の計算証明書類の名称欄に掲げる計算証明書類をスキャナにより読み取る方法により作成した情報を、第3又は第4の規定に従い、電子情報処理組織を使用して送信し、又は記録媒体に記録して提出することができる。この場合において、当該計算証明書類をスキャナにより読み取るときは、次の要件に従わなければならない。

[ア～ウ 同左]

第6 その他の留意事項

[1 同左]

[2 同左]

別表1から別表4までの計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報は、原則として電子情報処理組織を使用して送信するものとする。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該計算証明情報を送信することができない場合は、電子情報処理組織を使用して送信することに代えて、電磁的記録により提出することができる。

3 この基準に掲げられていない作成システム又は記録形式による計算証明情報を送信し、又は記録する場合の取扱い

証明責任者は、この基準に掲げられていない作成システム又は記録形式による計算証明情報を電子情報処理組織を使用して送信し、又は記録媒体に記録しようとするときは、あらかじめ会計検査院に協議するものとする。

4 従前の基準等の取扱い

この基準の適用の際現に旧基準第3の2(2)又は第4の2の規定に基づき会計検査院事務総長官房上席情報処理調査官が別に定めている事項は、それぞれこの基準の第3の2(4)ウ又は第4の2ウの規定に基づき会計検査院事務総長官房上席情報システム調査官が別に定めたものとみなす。

計算証明規則の一部を改正する規則（令和2年会計検査院規則第7号）による改正前の計算証明規則第88条第2項の規定に基づき付与された識別符号及び暗証符号は、この基準の第3の2(3)イの規定に基づき付与されたものとみなす。

3 この基準に掲げられていない計算証明情報を送信し、又は記録する場合の取扱い

証明責任者は、この基準に掲げられていない計算証明情報を電子情報処理組織を使用して送信し、又は記録媒体に記録しようとするときは、あらかじめ会計検査院に協議するものとする。

4 従前の基準等の取扱い

この基準の適用の際現に旧基準第3の2(2)又は第4の2の規定に基づき会計検査院事務総長官房上席情報処理調査官が別に定めている事項は、それぞれこの基準の第3の2(3)ウ又は第4の2ウの規定に基づき会計検査院事務総長官房上席情報システム調査官が別に定めたものとみなす。

別表4（第3及び第4関係）

計算証明規則の条文	計算証明書類の名称	記録形式
第18条、第22条、第25条、第30条	左欄に掲げる条文の規定に基づき証拠書類の仕切紙に記載すべき事項又は証拠書類に付記すべき事項を記録した資料（別表3項番1から7までに掲げるものの計算証明情報とともに送信し、又は記録する場合に限る。）	<u>PDF形式その他の会計検査院事務総長官房上席情報システム調査官が別に定める記録形式とする。</u>

別表4（第3及び第4関係）

計算証明規則の条文	計算証明書類の名称	記録形式
第18条、第22条、第25条、第30条	左欄に掲げる条文の規定に基づき証拠書類の仕切紙に記載すべき事項又は証拠書類に付記すべき事項を記録した資料（別表3項番1から7までに掲げるものの計算証明情報とともに送信し、又は記録する場合に限る。）	<u>PDF形式</u>

別表4の2（第3及び第4関係）

計算証明書類の種類	記録形式
計算証明規則第2章及び第3章に規定する計算証明書類（同規則に基づく指定又は承認により提出する計算証明書類を含み、別表1から別表4まで、別表6及び別表7に掲げる書類を除く。） （注）	PDF形式その他の会計検査院事務総長官房上席情報システム調査官が別に定める記録形式とする。

（注）証拠書類を提出する場合は原情報に限る。

別表5（第3及び第4関係）

計算証明規則の条文	計算証明書類の名称	記録形式
第4章（第70条から第85条まで）	計算書又は計算書に添付すべき書類、証拠書類又は添付書類その他の書類（次欄に掲げる書類を除く。）	<u>PDF形式その他の会計検査院事務総長官房上席情報システム調査官が別に定める記録形式とする。</u>
	契約一覧表（注）	<u>PDF形式その他の会計検査院事務総長官房上席情報システム調査官が別に定める記録形式とする。</u>

（注）XLSX形式その他の会計検査院事務総長官房上席情報システム調査官が別に定める記録形式のうちいずれかの記録形式により作成されたものを添付すること。

[別表を加える。]

別表5（第3及び第4関係）

計算証明規則の条文	計算証明書類の名称	記録形式
第4章（第70条から第85条まで）	計算書又は計算書に添付すべき書類、証拠書類又は添付書類その他の書類（次欄に掲げる書類を除く。）	<u>PDF形式</u>
	契約一覧表（注）	<u>PDF形式</u>

（注）XLS形式、XLSX形式又はCSV形式により作成されたものを添付すること。

別記様式（第3関係）

収容ファイル一覧表（年 月分）

年 月 日 提出
官署名又は法人名
職（官）又は役職名
氏 名

[表は略]

備 考

- 1 この収容ファイル一覧表は、証明責任者において、計算証明書類に記載すべき事項（計算証明情報）の内容を明らかにした資料（計算証明規則第1条の5第2項及び第87条第4項）並びに「科目、受払、種類等の区分の名称」、「証拠書類及び添付書類の金額」、「証拠書類及び添付書類の名称（所管（主管）及び会計（勘定）名を含む。）」、「証明年度及び証明年月」、「証明責任者の職（官）又は役職及び氏名」及び「証拠書類及び添付書類の総金額」に係る事項（第8条の2第1項後段（第94条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」を電磁的記録に併せて記録し、又は当該事項に係る情報を電子情報処理組織を使用して送信するために作成するものである。

[2・3 略]

- 4 国の計算証明においては一の歳入の徴収、支出の決定その他の会計経理に係る行為、出資法人等の計算証明においては一の契約等（以下これらを「一の契約等」という。）について、複数の証拠書類等のファイルがある場合、「金額」欄については、一の契約等につき最初に記録したファイルに一の契約等の金額を記入し、その他のファイルについては「0」と記入すること。
- 5 一の契約等について、紙媒体で提出する証拠書類等がある場合（計算証明規則第8条の2第2項（第94条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に該当する場合は、「2項情報」欄に「*」を記入し、かつ、「金額」欄に「0」と記入すること。
- 6 第4の2ウの規定により本表を作成するときは、「官署名又は法人名」を記入することを要しない。

別記様式（第3関係）

収容ファイル一覧表（年 月分）

年 月 日 提出
法人名
職（官）又は役職名
氏 名

[同左]

備 考

- 1 この収容ファイル一覧表は、計算証明書類に記載すべき事項（計算証明情報）の内容を明らかにした資料（計算証明規則第1条の5第2項及び第87条第4項）並びに「科目、受払、種類等の区分の名称」、「証拠書類及び添付書類の金額」、「証拠書類及び添付書類の名称（所管（主管）及び会計（勘定）名を含む。）」、「証明年度及び証明年月」、「証明責任者の職（官）又は役職及び氏名」及び「証拠書類及び添付書類の総金額」に係る事項（第8条の2第1項後段（第94条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」を電磁的記録に併せて記録し、又は当該事項に係る情報を電子情報処理組織を使用して送信するために作成するものである。

[2・3 同左]

- 4 1つの契約等について、複数の証拠書類等のファイルがある場合、「金額」欄については、当該契約等につき最初に記録したファイルに当該契約等の金額を記入し、その他のファイルについては「0」と記入すること。
- 5 1つの契約等について、紙媒体で提出する証拠書類等がある場合（計算証明規則第8条の2第2項（第94条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に該当する場合は、「2項情報」欄に「*」を記入し、かつ、「金額」欄に「0」と記入すること。
- 6 第4の2ウの規定により本表を作成するときは、「法人名」を記入することを要しない。

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。